三　地域再生計画の区域の範囲　山口県大島郡周防大島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第三百六十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び阿南市
二　地域再生計画の名称　安全で安心な暮らしを確保する港づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　阿南市及び徳島県海部郡海陽町の区域の一部（浅川港及び大潟漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第三百七十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県及び長崎県東彼杵郡東彼杵町
二　地域再生計画の名称　地場産業の振興と都市交流を活かした町づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県東彼杵郡東彼杵町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県及び由布市
二　地域再生計画の名称　いのちの循環を大切にした、住み良さ日本一のまち・由布市づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　由布市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第三百八十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県東諸県郡国富町
二　地域再生計画の名称　国富町「美しい自然と共生するまちづくり」地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県東諸県郡国富町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十九年六月七日内閣府告示第五百十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び延岡市
二　地域再生計画の名称　清流と自然美を活かしたふるさとづくり地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　延岡市の区域の一部（北川区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第三百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第五百五十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十一年十一月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　曽於市
二　地域再生計画の名称　曽於市「ふるさとの清流」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　曽於市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

○内閣府告示第四百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成二十年四月二十一日内閣府告示第三十九号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　北海道上川郡下川町
二　地域再生計画の名称　地域資源を活用した乳製品の里づくり構想
三　地域再生計画の区域の範囲　北海道上川郡下川町の区域の一部（一の橋地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成十八年六月七日内閣府告示第五百七十八号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　南島原市
二　地域再生計画の名称　小学校統廃合の廃校利用による地場産業「手延べ素麺」の味と伝統文化を広げる計画
三　地域再生計画の区域の範囲　南島原市の区域の一部（北有馬地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

○内閣府告示第四百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第三百六十号をもって公示した地域再生計画の認定を平成二十一年十一月二十六日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　地域再生計画の作成主体の名称　佐伯市
二　地域再生計画の名称　幼・小・中学校統廃合の廃校跡地利用を軸とした、～佐伯市再チャレンジ・地域活性化リニューアル構想～
三　地域再生計画の区域の範囲　佐伯市の全域